

第 1 4 期第 2 4 回

札幌市農業委員会総会議事録

日 時：令和 7 年 6 月 24 日（火）午後 2 時

場 所：札幌市役所本庁舎 18 階 第 2 常任委員会会議室

第14期第24回 札幌市農業委員会総会 出席者名簿

議 席	氏 名	出 欠
1	生 野 隆 雄	出 席
2	山 本 和 夫	出 席
3	藤 井 徹	出 席
4	大 西 智 樹	出 席
6	上 山 雅 彦	<u>欠 席</u>
7	千 葉 悦 子	出 席
8	氏 家 正 喜	出 席
9	平 佐 雅 勝	出 席
10	橋 場 和 実	出 席
11	吉 田 長 幸	出 席
農地利用最適化 推進委員	北嶋 茂	議案第2号の調査 員として出席
農地利用最適化 推進委員	畑中 伸一	議案第2号の調査 員として出席

事務局	事務局長 高本 俊	
	次 長 村上 史明	
	振興係長 後藤 園恵	
	農地係長 宮崎 伸一	

総会に係る付議議案等

区 分	議 題	備 考
議案第1号	札幌市農業委員会農地利用状況調査実施要領の改正について	
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	
議案第4号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について	
報告第1号	農地所有適格法人報告書等の提出について	
報告第2号	農用地利用集積等促進計画の認可・公告について	
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	
報告第4号	地域計画の変更案に係る意見について	
報告第5号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	
報告第6号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	
報告第7号	現況証明について(事務局長専決)	
報告第8号	地目変更登記に係る登記官からの照会について(事務局長専決)	
報告第9号	農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて	

第 14 期第 24 回農業委員会総会 議事録

令和 7 年 6 月 24 日（火）

発 言 者	議 事 内 容
議 長	これより第14期札幌市農業委員会第24回総会を開会いたします。 本日の出席状況でございますが、上山委員から欠席の連絡がありました。また、大西委員から遅参する連絡がありました。委員総数10名中、現在の出席者8名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします。 続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、議席番号10番の橋場委員と議席番号11番の吉田委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日は、議案4件、報告9件となっております。 それでは、これより議事に入ります。 なお、発言する際は、議長の許可を得てから発言してください。 はじめに、議案第1号「札幌市農業委員会農地利用状況調査実施要領」の改正について上程いたします。 事務局から説明をお願いいたします。
農 地 係 長	それではご説明いたします。 農業委員会では、平成 21 年の改正農地法に基づき、市域内農地の総点検及び遊休農地に係る所在の明確化と有効利用の徹底を図るため、毎年利用状況調査を実施しております。 当委員会では調査にあたり、調査内容や調査方法などを包括的に規定した「札幌市農業委員会農地利用状況調査実施要領」を定め、現在運用しております。 しかしながら、制度改正や事務運用の見直しなどにより規定内容が実態とそぐわない箇所があることから、実施要領の改正が必要となったものであります。 改正箇所につきましては、資料 1-2 をご覧ください。 主な改正としては、第 5 条の調査方法にタブレット端末の活用を記載、第 6 条の現行の運用上行っていない事務の削除、第 8 条の広報誌の廃止に伴う周知方法のホームページへの変更などであります。 これらの改正箇所が反映された実施要領(案)は、案という表示が抜けておりますが、資料 1-1 のとおりとなりますので、本案のとおり改正してよろしいか、ご審議願います。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。

発 言 者	議 事 内 容
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第 1 号につきましては原案どおり決定いたします。 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
振 興 係 長	2 ページの申請番号30-302番につきましては、地区担当の北嶋推進委員からご説明いたします。 (大西委員 到着)
北 嶋 委 員	推進委員の北嶋です。それではご説明いたします。 申請番号 30-302 番につきましては、所有権移転でございます。譲受人はタマネギを生産する農家でございます。 場所でございますが、資料 2－1 の位置図をご覧ください。5 月 20 日に私と事務局職員が現地を確認しております。 要件につきましては、資料 2－2 の調査書をご覧ください。申請内容の審査と現地調査の結果、該当する場合には許可できないとされている、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当していないため、同法第 3 条の許可要件のすべてを満たしていると考えられます。
振 興 係 長	続きまして、申請番号 60-301 番につきましては、地区担当の畑中推進委員からご説明いたします。
畑 中 委 員	推進委員の畑中です。それではご説明いたします。 申請番号 60-301 番につきましては、所有権移転でございます。譲受人はニンジン等を生産する農地所有適格法人でございます。 場所でございますが、資料 3－1 の位置図をご覧ください。6 月 3 日に私と事務局職員が現地を確認しております。 要件につきましては、資料 3－2 の調査書をご覧ください。申請内容の審査と現地調査の結果、該当する場合には許可できないとされている、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当していないため、同法第 3 条の許可要件のすべてを満たしていると考えられます。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第 2 号につきましては原案どおり決定いたします。 ここで北嶋推進委員、畑中推進委員は退席されます。 (北嶋委員、畑中委員 退席)

発 言 者	議 事 内 容
議 長	続きまして、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
農 地 係 長	それではご説明いたします。 ３ページの申請番号21-501番につきましては、市街化調整区域内の農地に電柱を設置するため、農地の一部を一時転用したいというものです。 場所でございますが、資料４－１の位置図をご覧ください。 申請地は、農用地区域内農地ではなく、市中心部より北西へ約９kmの市街化調整区域に位置する、10ha未満の小集団の農地であり、過去に農業公共投資の対象となった経緯はありません。また、市街地の区域内または、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地には当たらず、それらの区域になることが見込まれないほか、近傍の標準的な農地を超える生産性を上げることができるとは認められないことから、農地区分は第２種農地に該当すると判断されます。 借主である申請者は、太陽光発電システムに関する事業を行っており、令和６年10月17日付け石農務第2761号において農地転用許可を受けた土地で系統用蓄電池の開発事業を進めておりますが、農地転用許可後に蓄電所の運転開始までの電源を確保する必要性が生じたため、一時的な電柱の設置および電線の敷設を必要としています。 申請地は、事業用地からの距離、既存の電柱から電気を供給できる地域、現在建設中の道路工事に影響を及ぼさない土地などの条件を満たす用地として選定したもので、ほかに適地はありませんでした。 次に資料４－２をご覧ください。 土地の利用計画は、申請地に仮設の電柱を13本設置するほか、転用済の事業用地にも１本仮設柱を設置する計画で、転用面積は合わせて33㎡となっております。 本申請は、第２種農地の一時転用であり、事業用地として必要な条件を踏まえて検討した結果、本申請地を選定していることから、周辺のほかの土地において事業の目的を達成することができるとは認められず、そのほかの許可基準に照らしても許可相当と判断されますので、北海道農業会議に意見聴取を行った上、別紙「意見書」（案）のとおり、北海道知事あてに進達してよろしいか、ご審議願います。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第３号につきましては原案どおり決定いた

発 言 者	議 事 内 容
議 長	します。 続きまして、議案第４号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
振 興 係 長	それではご説明いたします。 ４ページの申請番号20-601番につきましては、新規の賃借権設定でございます。借主はレタス等を生産する認定農業者でございます。 場所でございますが、資料５－１の位置図をご覧ください。５月12日に事務局職員が現地を確認しております。 許可要件につきましては、資料５－２の調査書をご覧ください。この調査書のとおり、各号に該当していることから、農地を借りる要件を満たしていると考えられます。 貸借期間は３年間でございます。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第４号につきましては原案どおり決定いたします。 以上をもって、本日の議案審査を終了いたします。 続いて報告事項に移ります。報告第１号から第９号について事務局から説明をお願いいたします。
振 興 係 長	それではご説明いたします。 ５ページの報告第１号「農地所有適格法人報告書等の提出」について、今回は６社の農地所有適格法人及び１社の農地所有適格法人以外の法人から報告書の提出がございました。 農地所有適格法人につきましては資料６－１から６－６をご覧ください。 資料６－１、６－２、６－５及び６－６の法人につきましては、いずれも、報告書を審査した結果、農地法第２条第３項各号に定める４つの要件「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」をすべて満たしておりますので、農地所有適格法人としての要件を満たしていると認められます。 資料６－３の法人につきましては、役員の過半を農業に常時従事する構成員とする「役員要件」を満たしておりませんでした。この法人は昨年８月に農地を売却し、法人として農業から撤退しています。 資料６－４の法人につきましては、売上高の過半を農業関連の収入とす

発 言 者	議 事 内 容
振 興 係 長	る「事業要件」を満たしておりません。当該法人は農業以外の部門を切り離すために別法人を設立したとの報告を受けております。次回の報告からは、農業以外の売上が計上されないということです。数年後には要件が満たされる見込みでございます。引き続き、当該法人の動向について注視してまいります。 次に、農地所有適格法人以外の法人につきましては、資料7をご覧ください。 報告書を審査した結果、農地法第3条第3項に定める2つの要件である「地域の農業者との適切な役割分担」及び「業務執行役員のうち1名以上の常時従事」を満たしていると認められます。 続きまして、6ページ及び7ページの報告第2号「農用地利用集積等促進計画の認可・公告」について、5月26日の第23回総会でご審議いただき、北海道農業公社に対し、促進計画を定めるべき旨の要請をした件で、公社より札幌市長あてに認可申請があり、札幌市長より認可した旨の通知があったものです。 続きまして、8ページの報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知」について、番号70-91番は当該農地を別の農業者に貸借する予定のため合意解約した旨の通知があったものです。 続きまして、9ページの報告第4号「地域計画の変更案に係る意見」について、4月24日の第22回総会で「地域計画」に係る目標地図の素案についてご審議いただいたところです。 このたび、それを踏まえた「地域計画」の変更案について札幌市長から意見照会があり、内容を精査したところ、素案どおりに目標地図が作成されていることから、「意見無し」と回答したものでございます。
農 地 係 長	続きまして、10ページの報告第5号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、北区で1件の届出がありました。 この届出は、市街化区域内の農地を、共同住宅に転用するもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。 続きまして、11ページの報告第6号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、「所有権の移転」を伴うものにつきまして、東区で2件の届出がありました。 この届出は、市街化区域内の農地を、事務所、倉庫、個人住宅に転用する目的で、権利の移転を行うもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。 続きまして、12ページから15ページまでの報告第7号「現況証明」について、北区で5件、東区で6件、白石区で6件、厚別区で1件、豊平区で

発 言 者	議 事 内 容
農 地 係 長	1 件、南区で 4 件、西区で 5 件、手稲区で 1 件、合計 29 件の申請がありました。 当該地を調査した結果、建物敷地や宅地等であったことから、すべて「非農地」として現況証明書を交付しております。 続きまして、16 ページの報告第 8 号「地目変更登記に係る登記官からの照会」について、中央区で 1 件、東区で 1 件の照会があり、当該地を調査した結果、農地以外の土地であると認められましたことから、「非農地」として回答したものです。 最後に、17 ページの報告第 9 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の取下げ」について、令和 7 年 5 月 26 日開催の第 23 回総会においてご審議いただき、不許可相当とされたものですが、申請人から「計画を再度見直したい」として、北海道知事あてに取下願の提出があり、受理されたものでございます。 報告は以上でございます。
議 長	以上の報告について、何かご質問はございませんか。
平 佐 委 員	資料 7 の法人の要件で真栄と有明の面積を合計すると約 1 万 m ² あるのですが、栽培面積を見ると 2,400 m ² で残りの 7,500 m ² は何をしているのか気になります。
振 興 係 長	有明の 1 筆だけ残して、あとの 2 筆は解約すると聞いています。
平 佐 委 員	解約をするのでこの面積ということですね。わかりました。
議 長	他にご質問はございませんか。
平 佐 委 員	報告第 8 号の 1 番で土地所有所が内務省とあるのですが、今は内務省はないと思うのですが。
農 地 係 長	登記上の所有者が内務省のままとなっているということです。
平 佐 委 員	その当時は内務省だけど実際はなくなっているものだから、今で言うところ経産省だとかという名義に変わらないのですか。
農 地 係 長	自動的にには変わらないと思います。実際は今現在ある省庁で所管していると思うのですが、登記簿上の名義は当時のままとなっているようです。
事務局次長	本来国の方で組織が変わったときに変えなければならないのをそのままにして続けているものと思います。
平 佐 委 員	今後変える予定は今のところないということですか。
事務局次長	登記簿の話で、国が登記を変える意思があるかというところなので、札幌市の方で何かするという話ではありません。
平 佐 委 員	何回か前の総会でも所有者が内務省というものがあつたもので、いっぱいあるのだと思いました。変えないということでわかりました。

発 言 者	議 事 内 容
議 長	他にご質問はございませんか。
千 葉 委 員	現況証明の 29 番にあります、手稲山口の件なのですが、土地の現況というところに平成 26 年利用状況調査において非農地判断済と書いてありますが、判断済みの所をもう一度調査することはよくあるのですか。
農 地 係 長	いったん非農地判断されましたが、当時はまだ必要がなかったということで地目変更登記をしていなかったのですけれども、処分したいとかそういう理由で今回地目変更登記が必要になったので、改めて現況証明申請があったということで調査を行ったものであります。
千 葉 委 員	その時に地目を変えていればこんなことをしなくてよかったのに、しなかったからもう一度申請したということですか。
農 地 係 長	はい。
事務局次長	先ほどの内務省の話と一緒に、登記の変更は所有者本人が意思をもって変えないと変わらないので、当時非農地と判断したけれども、その時に所有者が非農地に変える手続きをしなかったのもそのまま残っていて、今回のタイミングで出てきたということです。
千 葉 委 員	わかりました。ありがとうございます。
議 長	他にご質問はございませんか。
	(質問なし)
議 長	なければ、これで報告案件を終わらせていただきます。 これをもちまして、本日の総会は終了いたします。 次回の総会開催でございますが、令和 7 年 7 月 24 日、木曜日、午後 2 時からの開催を予定しておりますが、ご都合はいかがでしょう。 よろしければ、第 24 回総会は令和 7 年 7 月 24 日、木曜日、午後 2 時からといたしますので、よろしくお願いいたします。

開始時間 午後 2 時 00 分 終了時間 午後 2 時 30 分